

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名、所在地及び期間

業者名	本店の所在地	期間
駒井土建 株式会社	韮崎市本町1-12-24	令和6年4月11日から 令和6年5月10日まで (1か月)

2 事実概要

山梨県発注の「白沢北沢治山工事（明許）（余フ）（補特）韮崎市神山町鍋山地区内」において、令和5年9月21日、下請負業者である（有）イトウ特殊工業の作業員が、測量作業の移動中に傾斜面を約60m滑落したのち、高さ約18mの岩壁から墜落し、死亡する事故が発生した。

3 指名停止措置理由

安全管理措置の不適切により工事関係者事故が生じたことは、「韮崎市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」（令和2年3月施行）別表第1第8号に該当する。

【措置要領 別表第1】

措置要件	期間
(工事関係者事故) (8) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2月以内